

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

学校適正配置等調査特別委員会会議録			
日 時	平成13年2月22日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時58分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	渡部委員長、松本(光)副委員長、横田・前田・新谷・新野・久末・佐々木(勝)・北野・斉藤(陽)・佐野 各委員		
説明員	市長、助役、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に、新谷委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許可します。

「小樽市中学校適正配置計画について」

(学教)川原主幹

中学校の適正配置につきましては昨年11月に当委員会におきまして、関連校における説明会等の取組状況についてご報告をしたところでございます。

その後、受け入れ校におきましては、対象校の保護者に対しまして受け入れ校の施設・設備当の状況を視察する見学会を開催するとともに、対象校の生徒にできるだけ早く学校を知っていただくということで、学校の決まりなど学校の概要を説明し、各教室・設備などの見学を行い、移行に伴う生徒や保護者不安の解消に努めてまいりました。そのほか学校便りを通じまして関連する学校、小学校、地域に随時必要な情報を提供しております。現在生徒、保護者から格別の不安は寄せられていない状況であります。

次に保護者等の説明会におきましてご意見、ご要望の多かった教職員の配置計画などにつきまして、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

(以下資料に基づき説明)

このほか、現在まで関連校連絡協議会におきまして協議をし、決定した主なものにつきましては、制服・ジャージ等の校則の問題でございしますが、これにつきましては現在の受け入れる学校の校則、これを適用するという事で、関連校で決定をしてございます。また、PTA会費が1校で兄弟が通う場合には2重負担ということはしておりません。1名でいいわけですが、学校が変わるということで兄弟が別々な学校に通うという実態がございします。そういうことを考慮いたしまして、PTA会費につきましては、例えば3年生で石山中学校にいて、末広中学校に1、2年生がいるという場合には、3年生で在籍する学校で徴収をし、1、2年生の方では徴収しないということで決定をしてございます。

また、中体連の参加についてでございますが、対象校3校合同で中体連の参加ができないかというご意見、ご要望がございましたが、市の中体連といたしましてはそういう合同の参加があれば認めていくということで決定をしてございます。

今後でございますが、関連校におきましては生徒の引継ぎですとか学級編成業務、これらを行いまして、4月の実施に向けまして最終的な準備を進めてまいるところでございます。

移行後の学校の状況につきましても、関連校と今後とも十分協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

新谷委員

中学校の適正配置計画について

最初の1の資料でお尋ねします。

前に出していただいた資料では、全体で受け入れ校42学級ありましたね。それで、今回は39になっているわけですが、これはどういうわけですか。

(学教)川原主幹

今回は12年5月1日現在の推計でお話をしてございました。そのときには数字といたしまして80名ですとか81名ですとか、非常に微妙なところがありました。そういった関係で、数字が2月1日現在、今後また変わる可能性がございますけれども、そういったぎりぎりのところが生徒が減って、学級数が若干落ちているということでございます。

新谷委員

適正配置のうたい文句が免許専任教員をふやすということだったんですね。そうすると、多少の変動はあるということなんですけれども、学級数が減ると先生の確保も当然少なくなりますよね。その点で、かねがね言っているように、先に計画して後で先生の配置を道教委に頼むというのはおかしいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、資料で最初に、ちょっと前後しますけれども、2ページ目の教員の数ですね、これは定数法プラスの数字ですよ。そうですね。

(学教)川原主幹

そうです。

新谷委員

これはチーム・ティーチングの先生ですか。

結局、定数法の教員数とチーム・ティーチング、それから菁園でいうと、22人のうち特学の先生もいるわけですから、ですから、ちょっとこれは同じ、一緒に書くのはおかしいんじゃないかなというふうに思うんですよ。だから、分けて書くべきだったんじゃないかなと思うんですよ。

というのは、今も言いましたけれども、活力ある教育のために免許の専任の先生をそろえるんだということでしたから、そういう点でいくと、ちょっと、22人全員が普通学級の先生かなというふうにも受け取れないような出し方なので、この辺はもう少し親切に書くべきじゃなかったかなというふうに思うんです。

それで、各受け入れ校の学年別の人数と学級数とトータルで出ていますけれども、それぞれ教えてください。

(学教)川原主幹

受け入れ校の学級別ということでございますが、まず末広中学校でございますが、末広中学校におきましては、1年生が95名、2年生が84名、3年生が62名、そのほかに特殊学級2名がございまして、243名でございます。

西陵中学校でございますが、西陵中学校は普通学級のみでございます。1年生88名、2年生87名、3年生80名でございます。

菁園中学校でございますが、菁園の1年生が118名、2年生が104名、3年生が75名、このほかに特殊学級15名でございます。

それと、松ヶ枝中学校でございますが、松ヶ枝中学校は1年生80名、2年生98名、3年生85名、このほかに特殊学級1名でございます。

潮見台中学校ですが、1年生88名、2年生78名、3年生68名が2月1日現在の数字でございます。

新谷委員

今聞いた1学級の人数は、西陵中学の3年生は80名で1クラス40人ですね。それで、一番少ないところは末広で、2年生の28名なんですけれども、これだけ見たらちょっと差はありますけれども、実際、活力ある教育ということなんですけれども、だけれども、実際問題として先生が教えやすい人数というのがあると思うんですよ。それは一体何人ぐらいなんですか。

指導室長

1学級の教えやすい学級の人数はというご質問でありますけれども、これは教科や指導の方法によって、一概に何人ということをおし上げるわけにはいかない状況があるかと思います。そういうもとでご答弁させていただきます。

ますけれども、まず1つとしましては、教えやすい人数は1学級の人数だけではなくて、学校の1学年の学級規模ということがかかわってこようかと思えます。

これは例えば教員の方から見ますと、同じ専門教科を担当する者が複数ありますと、指導にかかわるいろいろな情報交換ができて、より効果的な教育をすることができる。そういう点からいきますと、ある程度の学級、1学年の学級数が多いことが教えやすい人数の中の条件になろうかと思えますし、生徒の側からいきますと、教科によりまして、数学ですとか、そのほか理科や家庭科など、あるいは技術家庭科など実技、実習を伴うものについては、少人数の方が効果的な場合もございます。

一方、体育などは、ボール運動等、集団的なゲームを行うときには、ある程度的人数が必要かと思えますし、さらには場合によって、数学や、あるいは国語、社会科によりまして、生徒それぞれの考えを十分に交流しながら高めていくというような授業形態をとりますときには40名から30名、ある程度的人数が効果的になろうかと思えます。

新谷委員

これは前の委員会のときでもたびたび言っていることですが、民主教育研究所がまとめた結果では、教師の側は21人から25人が本当に教えやすいという結果も出ています。それと、市内の先生に聞きますと、やはり25人ぐらいかなということなんですよ。場合によっては多い場合がいいと思えますけれども、本当に活力ある教育をするためには、まず授業がわかるということも大事だと思うんですよ。

それで、前の委員会のときにも言いましたけれども、1998年の文部省の学校教育に関する意識調査では、授業がよくわかるかという質問に対して、中学2年生では4.7%ということで非常に少ない数で、逆にほとんどわからないが56%で半分以上ですよ。これは全国的な平均なんですよけれども、実際に小樽の場合はこういう統計というか、数値というのは出しているんですか。

指導室長

小樽の実態調査ですが、実態調査としては今のような観点では実施しておりません。それは、現在、新しい学習指導要領の移行措置期間にありますけれども、新しい学習指導要領においては、みずから学び、みずから考える力を育成をしていくということを中心にして、基礎的、基本的な内容が着実に生徒に身につくようにと、そういうことをねらいにして授業を進めておりますし、その中で個別指導あるいはグループ指導など指導の方法や、一度教えて終わりということではなくて繰り返して指導すること、あるいは先生方の協力的な指導など指導方法にもいろいろ工夫をしまして、できるだけ子供たちが興味、関心を持つ中で教育効果を高めるという方向での今、各学校に実践を進めるよう指導しているところですので、小樽での勉強がどの程度、子供たちが興味を持っているかというようなことでは、特段の調査はしておりません。

新谷委員

小規模校では活力ある教育ができないということで今回の計画に踏み切ったわけですから、では、小規模校のときと、もう少し規模を大きくして、そのときとどういうふうに変ったのかとか、そういうデータというもの、そういうものをきちっとつくっておくべきではないかなと思うんですけども、いかがですか。

指導室長

13年度から適正配置が実施されて、これが各学校で具体的に取組まれてまいりと思えますので、そういう点につきましては、今後、私どもも研究課題として取り組んでまいりたいと思えます。

新谷委員

それから、参考までにちょっとお聞きしたいんですけども、99年度文部省の調査で、いじめ、授業妨害で中学生が出席停止されたということが前年度5割増しということが新聞に出ていましたけれども、小樽ではこういう実態がありますか。

指導室長

小樽では出席停止となっている事例はございません。

新谷委員

それから、表2なんですけれども、石山中学校、東山、住吉の教員配置なんですけれども、石山中の教頭先生というのは、これは特学についてくるというか、そういう人数ですよ。この場合、校長先生も普通どおり、ほかの先生と一緒に授業を教えるんですか。

教育長

校長は、教職免許のいかんにかかわらず、どのような教科でも指導できると、そういうふうになっております。学校の必要があれば、校長が授業を教える場合もございます。

新谷委員

ごめんなさい、校長じゃなくて教頭。

教育長

教頭はもちろん教科ということもありますし、先ほど教頭は特殊学級についているというお話がありましたけれども、そうじゃなくて、5人の教員の中に特殊学級教員が含まれると、そういうふうにご理解いただきたい。

新谷委員

では、教頭も普通どおり、ほかの先生と一緒に教えるということですね。

教育長

教頭も、もちろん教科の先生として教えることができます。また、その予定をしております。

新谷委員

それから次に、3校の養護教諭、それから事務職員3人ずつ配置されていますけれども、14年度は要らなくなるわけですよ。事実上リストラにならないかという心配があるんですけれども、これはいかがですか。

(学教)総務課長

今のままでいきますと若干の改編は生じますが、異動の流れの中で適正に措置していくということで、特に無理な異動は考えておりません。

新谷委員

同様に、今回資料は出ていませんけれども、昨年9月に予算特別委員会で資料を示していただいたんですけれども、教諭と校長、教頭先生で平成13年度は107人。しかし、15年には89人で、合わせて18人減るわけですね。このことについてはどうですか。このうち何人退職になるんですか。

(学教)総務課長

今の概数ですけれども、総数で24ぐらい定年退職の予定を考慮しております、あと定数上考えますと16ぐらいということで、その差8ぐらいということで考えております。

新谷委員

そのほかの先生については、無理な転勤だとか、そういうことはないんですね。

(学教)総務課長

今現在では、異動のときには通常、それぞれ事情ございますので、それらを十分お聞きしながら適正な配置に努めてまいりたいと、このように考えております。

新谷委員

それから、受け入れ校の生徒説明会のときには、特段心配なことは出されていなかったということだったんですけれども、今回は父母や子供も言っていたと思うんですけれども、その要求でスクールカウンセラーが増員になって、生徒指導の補助員もついたということは、私たちも要求していたことですので大変よかったんですけれども、

問題は、実際に今年度4月から新しい学校に行ってしまうかということではまだまだ不安があるわけですが、この補助員という方はどういう方なんですか。

指導室長

私どもの方で配置を計画しておりますものにつきましては、生徒指導上のさまざまな不安ですとか、あるいは生徒間の悩みもふえるだろうということで、そういう生徒が気軽に相談できるような方をというふうに考えております。

これまでいろいろな生徒指導上の対応について私ども承知している範囲におきましては、その任に当たるのは第一に学校の教員、担任を含めた教員でありますけれども、そのほかに養護教員の相談が多い、あるいは他の町村で入れていますこういう相談員の相談が多いと聞いております。それらの条件を聞いていきますと、生徒の方からは評価に直接かわりがないので相談をしやすいというような声もあると伺っております。私どもの方としては、そういう条件を踏まえまして、生徒のそういう心の動きについて十分受け入れることのできる方を配置したいと考えております。

新谷委員

通学路の安全について

それと、前回委員会が出された問題についてお伺いします。

P T A会費については、先ほど説明がありましたので、了解いたしました。

通学路の安全の問題が出されておりました。実際、私も行ってみましたけれども、昼だったので、ちょっと暗さとか、そういうのはわからなかったんですけども、女の子がストーカー行為に遭ったとか、それから、大変暗いということで心配が出されておりました。

それで、通学路の安全性を調査すると言っていたんですけども、この進捗状況ですね、どういうふうになったのか、その後の経過をお知らせください。

学務課長

保護者説明会等が出されたのは、手宮公園の方から末広中学校に上がっていく道が夜間暗いということでの保護者からのお話等もございました。また、学校の方からも要請ございまして、私も現地を見ております。

委員ご承知のとおりだと思うんですが、一応街路灯自体はそれぞれ電柱に設置されております。ただ、途中公園があったり、あるいは一般道路があったり、学校の方へずっと近づいていきますと、グラウンドの斜面に設置されたりという、それぞれの街灯の管理部分がそれぞれどこになっているのかということもございまして、私どもの方でも公園課なり、それぞれに照会をしております。

また、例えば電球の種類を取りかえ等でどの程度の効用が出るのか。実は私自身も行っているのが雪降る前という時期もありましたので、ちょっと雪が降っている時期と雪のない時期とでは外の明るさも違うのではないかと思います。部分もございしますが、いずれにしても、明るくできる方法、技術的なことも含めましてあるのかどうか、精査をしてみたいというふうに思っております。

新谷委員

これは前回の段階だったんだと思うんですけども、公園課に聞いてみたら、公園課としては、公園の中に向かった照明で、道路に向けた照明じゃないということで、公園課の担当ではないと。それから、土木の管理課に聞きましたら、これは町内会の管理になっていくので、助成制度があるので、それを活用してもらおうのかなというお話でしたけれども、そうすると、あっちだこっちだということで、だれがそれを責任持ってやるのかというあたりがはっきりしなくなるわけですね。

暗いところはここだけではないというのもわかりますけれども、統廃合を進めて、その責任として、やはり町内会にお願いするなり、また、お金がかかるわけですから。新設する場合はご存じのとおり、水銀灯が一番明るいそ

うですけれども、これが4万円で、その2分の1の助成ですよね。あと電気代も助成ということで、幾らか教育委員会として責任持って子供たちの安全を守るという点で町内において、またそこに少し助成するというふうにはならないんですか。

学務課長

今、委員おっしゃる点、私どもの方も、これは町内会だから町内会にお願いするとかというふうでは、なかなか物事は解決しないというふうに思っています。ただ、管理しているそれぞれが違うものですから、電球を取りかえる、あるいは光量の多いものにするというふうにした場合、どのぐらいの経費がかかるのか。あるいは、その経費の負担の仕方、そういった部分、どういう方法があるのかを検討してみたいというふうに考えております。

新谷委員

ぜひ、そういうことでお願いします。

小学校の適正配置計画について

それから、「21世紀プラン」の第2次実施計画で中学校の適正配置の実施及び小学校適正配置の検討が載っておりますね。前回の委員会で、中学校が平成13年度中にめどが立つので、小学校に取りかかるというふうに言っていました。たしか民主党さんの質問だったと思うんですけれども、忍路、祝津小の名前が挙がっておりましたけれども、実際に小学校はどこで、また、どういうふうに進めていくのか、その考え方を教えてください。

(学教)川原主幹

小学校の考え方でございますが、私ども今、今年の4月から中学校の実施に移るわけでございます。生徒が移りまして、それぞれ受け入れ校で問題が出ないのか、そういった状況を見きわめる必要がございますので、その状況を見きわめてから私どもは小学校に入っていきたいというふうに考えております。

新谷委員

ですけれども、「21世紀プラン」の第2次実施計画に載っているんですから、これは進めるということですよ。

教育長

適正配置の実施計画については、11年8月18日に教育委員会で決定をいたしてありまして、小学校は通学距離往復4キロメートル、そして、1学年2学級の規模で実施したい。既に議決をしておりますので、ただいま主幹がお答えしましたように、中学校の安定をにらみながら、年度明けましたら実施計画を考えてまいりたい、検討してまいりたい、そう思っております。

新谷委員

その場合、今度の中学校のように、いきなり校名発表で、大変な不安に子供も親も陥ったわけですから、そういうことがないように考えていると思うんですけれども、その形態というか、説明の形態というのも、そこまで考えているんですか。

学校教育部長

確かに中学校のときに、そういったご指摘が寄せられました。私どもといたしまして、今、教育長がご答弁申し上げましたとおり、基本方針なり実施方針というのをつくっているわけでございまして、それをもとにまず理解を求めていく、そういう行為が必要であろうと。その上に立って具体的な作業を進めていかなければならない、このように考えてございまして、そういったスケジュール等を含めまして今年度中に進め方の大まかと申しませうか、そういったものをつくりまして、年次的にはそういった大まかなものをつくった上で具体的な行動に移してまいりたいなというふうに思っております。

教育長

今、部長は今年度中と申し上げましたが、今年度明けてから実施計画について検討いたしたい、そういうふうに修正させていただきます。

新谷委員

P C B 蛍光灯について

あと2点ほど。

次に問題移りますけれども、P C B 蛍光灯の問題なんですけれども、今回の対象校に限っていいますと、住吉が92、石山が1、菁園85ということですね。

石山については取りかえたということなんですけれども、今後の取りかえる予定をちょっと教えてください。

(学教)施設課長

P C B の照明器具の交換でございますけれども、住吉中学校の時期ということなんです、今週24日、25日で全蛍光灯を交換する予定になっております。

新谷委員

菁園はどうか、菁園の85。

(学教)施設課長

菁園については、85台は来月の10日、11日を予定しております。

新谷委員

前に聞いたときには品物がないということでしたけれども、北海道の状況をちょっと見たら、使用している市町村の数が96あって、学校についてですよ、終わったところが51なんです。使用している市町村立学校、これ幼稚園も含めてなんですけれども、321校あって、172校が終わっているんですよ。ですから、このペースでいくと、品物がないということもあると思うんですけれども、ちょっとおくらしているんじゃないかなと思いますので、急いでやるように要望します。

新谷委員

校舎の後利用について

それからもう一つは、後利用なんです。

これは前の資料で、検討委員会で検討していくということでしたけれども、既に東山中学校がデイ・サービスセンターになるんだという、そういう話があるんですね。それは先ほど聞きましたら全くのうわさだということなんですけれども、不信感に陥っていると言ったら、ちょっときつい言い方もできませんけれども、この中学校の統廃合の問題も、うわさ、うわさと来て、やはり本当だったと。ですから、こういうデイ・サービスのことも、うわさだと受けとめられないというふうなことで言っているんですよ。ですから、これがどこからどういうふうに流れたのかはわかりませんが、ある有力な人から聞いた話だよということで、こういう話なんですよ。この後利用について、どういうふうになっているのか、ちょっと正確に教えてください。

(企画)安達主幹

今の東山中学校のデイ・サービスの話というのは、私も実は初耳でした。

この後利用につきましては、前回の委員会でもお答えしてありますが、今の段階といたしますのは、まずやはり中学校の適正配置ということで、生徒の移動について円滑に行いたいということで最大の努力をしているわけですから、我々としては、まず今それを見極めて見守っていきたいというところでございます、そしてやはり、これから進めるに当たっては、生徒や地域住民の方々の気持ちにも十分配慮しながら進めなきゃならないなど。そういった意味で、今そういった取り組みを、検討の進め方をどのように進めていくかどうかということにつきましては、内部でこれから検討していきたい、このように考えております。

ただ、今、新谷委員のおっしゃるように、やはりいろいろな憶測やうわさというものが飛び交うということもいろいろご心配いただきますし、そういったことが今後もしあるんだとすれば、私どもとしても、できるだけ早くそういった検討には入りたいと思います。

北野委員

学校管理規則の改正について

学校管理規則の改正についてお尋ねをいたします。

平成13年1月10日の教育委員会第1回臨時会で小樽市立学校管理規則を全面改正しましたが、改正にいたる経過を詳しく説明してください。

(学教)総務課長

この度の学校管理規則の改正につきましては、職員会議にかかりまして、昨年学校教育法施行規則の一部が改正になり、職員会議が新たに設けられることになり、それを受けて、これにつきましては道教委の状況を見ながら昨年の第4回定例会で質問があり、その中で早急を実施してまいりたいということで、12月27日の教育委員会の会議録が資料として出ていますが、27日に概要を説明申し上げまして、1月10日の教育委員会で決定したと、このような状況になっています。

北野委員

その内容についてもちょっと説明してください。

(学教)総務課長

まず学校教育法施行規則の改正の方から入って行ってよろしいでしょうか。まず、学校教育法の施行規則の改正によりまして、職員会議といたしまして、第23条で、小学校には設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる、その第2項といたしまして、職員会議は校長が主宰する。中学校についてもこれを準用する、このようになっています。これを受けまして小樽市学校管理規則でございますけども、旧が職員会議ということで管理規則の第8条に、「校長は、校務の運営上、必要があるときは、職員の会議を開き、所属職員の意見を聞いて適正な学校の運営に努めなければならない」、こうありましたものを新たに職員会議といたしまして、第8条「校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く」、第2項といたしまして「職員会議は校長が主宰する」、このようになっております。

北野委員

要するに改正されたのは2つあって、ひとつは職員会議について法令上の根拠が明確でなかったのを、学校教育法施行規則の一部改正で、第23条の2で職員会議に関する規定が新たに設けられたと。これを受けて今課長から説明があったようになったと。そして同2項で、「職員会議は校長が主宰する」こととなった。これを受けて学校管理規則を改正した、この2点について。これに間違いはないですね。

それで聞きたいのは、市教委は、学校管理規則の改正は、学校適正配置特別委員会になじまないといって、本委員会に進んで報告しようとなさらなかった。何故そうなのか訳を説明してください。

(学教)総務課長

このことにつきましては通常、総務常任委員会で報告するのが妥当であるという判断の下に、今そういう時期に近づいているのでその時点で報告しようと、そのように考えておりました。

北野委員

総務常任委員会で報告するっていうのはそうだと思うんですが、その訳は何故総務なんですか。

学校教育部長

北野議員のおっしゃっていることが、年度末の卒業式や入学式の絡みの中でのご質問とすれば、そういったことでいくと、私どもはこの委員会で報告することはなじまないのではないかと。なぜなら、この学校管理規則というのは学校運営の全般にかかわることで、一定の総務常任委員会でも時間的には間に合うのではないかと、そういう判断がありましたので、今特別委員会で報告とは考えてなかったと、こういうことでございます。

北野委員

今後の学校適正配置計画の推進にあたっては学校管理規則の改正は、校長の権限が強化されたもとで進められる訳です。学校適正配置特別委員として、改正については重大な関心を持つのは当たり前のことだと思うんです。そこでお尋ねいたしますが、これまで3つの中学校の適正配置を進めてきましたが、対象校、関連校含めて学校管理規則の改正で職員会議での論議のあり方、校長や教師の係わり方どのような変更が生じるのか説明をしてください。

学校教育部長

中学校の適正配置で申し上げますと、それぞれ当該校におきましてすでに準備委員会ですとか受入委員会ですとか、そういった中で現在取り組んでいるところでございます。従いまして職員会議の中でそれらに全て移行するかどうかわかりませんが、いずれにいたしましても、この職員会議の中でも適正配置の問題については充分議題として取り得る訳ですから、そういった意味でいきますと、校長の主体のもとで教職員の意見を聞きながら、そういったことを踏まえながら行われていくだろうと、そういうふう考えております。

北野委員

結局、校長主宰のもとで行われるというのが、これまでの教育委員会の答弁にない説明なんです。そこで具体的にお伺いいたしますが、中学校適正配置計画を現在すすめている訳ですが、スタートから今日にいたるまで、校長を含め教職員との学校内での話し合いを、市教委としてやりなさいと方針に掲げていたのは何回ありましたか。

学校教育部長

回数を何回かと言われると明確には答えられませんが、私も中学校適正配置計画を進める段階で、学校内の意見を聞いてください、学校内の意見はなんだということになりますと、校内で教職員の意見を聞きながらやって下さいと、そういう指導はやってまいりました。

北野委員

結局、今度の改正によって校長の権限が強められたというのは明白なんです。これは先ほど総務課長から説明あったように、旧来の規則では、職員会議については、「校長は校務の運営上、必要あるときは、職員会議を開き、所属職員の意見を聞いて適正な学校の運営に努めなければならない」というふうになっていたと。これが今度は「校長は、その職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く」、「職員会議は校長が主宰する」というふうに変更になってるんです。そうすると、職員の間からいろいろな話が出て、市教委が何回も我々に説明するように、校長会を通じて市教委の方針を理解して指導に生かせということをやってくれるわけでしょう。それを受けて校長は職員会議で何をやるかということは、今まで以上に明白なんです。そういう影響が出るんでしょということを知っているんです。出ないということにはならないと思うんです。いかがですか。教職員の適正配置に係わる正当な意見だって、場合によっては適正配置の進行の妨げになるということが生まれるんじゃないですか。

学校教育部長

確かに今回の改正によりまして校長の権限と責任を明確にかえたと、こういうことでございます。しかしながら私も、校長会に対して改正について説明をしましたが、この点については教育長から改正は校長が権力者になって何でもかんでもできるという意味で改正したわけではありません、ベースになるのはあくまで学校内で十分教職員と話しあって、それを踏まえて校長として決定あるいは方針を示すということ、そういう説明をしてございますので、ご指摘のようなことはないと思っております。

北野委員

それは、校長会で教育長がそういう説明したということですね。

教育委員会では、教育長はどういうふうに説明なさったんですか。そういう大事な問題について。

教育長

今部長がお答えしたのは1月16日の臨時校長会の席上です。私はその中で、校長には自分の学校の経営に対す

る哲学というか、考えを明確にする必要があるということ、それから地域・父母・教職員に自分の学校経営に対する姿勢を明確に伝え理解に努めることが大切である、校長は権力者であってはならないし、権威をもって学校の教職に望むことが必要であるが、それも信頼が基盤であるということと、教育課程の問題については、編制・実施・評価が大切であり、また、情報公開の必要があるから地域との密接な関連に努めなければならないこと等について、色々とお話しをいたしました。前の1月の教育委員会、あるいは12月の全体の説明会でも、私の考えは教育委員の方々にもお話し申し上げてご理解いただいているものと考えております。

北野委員

そういう大事な話が、この議事録のどこに載っているの。教育委員会の会議録については、条例や規則に基づいて改善するということがあったんですね。資料の1、12月27日の定例会の会議録、管理規則の改正は2ページの協議第3号になっているんですが、教育長のそういう説明したのはどこにかいてあるの。

教育長

教育長が教育委員の会議に臨むときは、教育長及び教育委員の一人として出席をいたします。教育委員会は合議制ですから個々の委員の発言について明記することはなく、説明者である学校教育部長・総務課長、必要により教育長の発言を書いているだけで個々の委員の発言は書いておりませんので、私の発言については詳細記入されることはございません。

北野委員

それはちょっとおかしいと思うんだよ。一番肝心なことが、一般市民にとったら一番肝心なことが書かれていなかったら、この前も指摘したけど誤解を生むでしょ。何故その様な事の改善をなさらないのですか。

この会議録を見て、教育委員会で何が議論され、何が決まったかということが初歩的なことでも分かるようにするのではなかったんですか。教育長の発言については載っていないと。教育長が教育委員会の中で主導的な役割を果たすということは、誰しも認めているんですよ。専門家ですもんね。そういうことが依然として反映されないんです。これはちょっとおかしいですから、私は後でこの問題についてまた伺います。

そこで、現在、学校行事の中で最も重要な行事である卒業式、入学式が目前です。特に市内の中学校の卒業式は、ご案内いただきましたが3月15日全市一斉に行われることになってます。校長が卒業式で国旗の掲揚、国歌の斉唱を行う気になればいつでもできることになったんです。今度の学校管理規則で、仮に3月15日の今年の予定している卒業式でトラブルがあったら、その要因は学校管理規則の改正があったと、これに基づいてそういうことが促進されるということになるのではないですか。だからそういう重大なことが予測されるのに、本委員会に学校管理規則の改正の説明をするのはなじまないと、総務委員会がいいんだと言って説明しないのは納得いきませんよ。総務常任委員会は3月16日予定なんですよ、卒業式の翌日ですよ。どうして、そういう配慮をなさらなかったのか説明してください。

学校教育部長

その件については、先ほどお答えしたとおりなんですけれど、今回の学校管理規則というのは、国旗、国歌、卒業式という特定の部分を想定したのではなく、教育課程全般あるいは学校経営全般にかかわって、校長の主宰のもと職員会議を実施してもらいたい、そのことを明確にしていくということで改正したわけでございますので、卒業式の日がちがうだとかそういうことでなく、この問題については1定の総務常任委員会が適切であろうと判断したと、そういうことでございます。

北野委員

部長はあくまでもそういうことに固執しますが、それでは伺いますが、今日いただきました資料1、12月27日の会議録ですね。この中で奥村部長は学校管理規則の改正は、今おっしゃられたように国旗、国歌を想定したのではないと、学校運営全体にかかわるものだというふうに答弁しているんです。2度もそういうふうに説明している。

ところがこの会議録の2ページ、学校教育部長はこの会議録によれば、「教職員の職員会議のあり方に対する考え方を考えさせていくことが重要であり、いずれ職員会議が校長のもとに戻ってくる」と説明している。だから職員会議のあり方をどの様に変えていただきたいと教育委員会は期待しているのか。

二つ目は、いずれ職員会議が校長のもとに戻ってくると説明していますが、これはいつの時に戻ると想定しての説明か、二つのことについてお答え頂きたい。

学校教育部長

私もこの様に発言したかどうかちょっとあれなんですけど、会議録は要点でまとめて書くこともありますので、そういう意味でお話しています。それで前段の教職員の職員会議のあり方に対する考え方を考えさせるというのは、これはどういうことかといいますと、あくまでも職員会議というのは学校運営全般にかかわる事について色々議論して校長が判断し運営していくと考えているんですけども、実態的にはなかなかそうならないということもあって、今回、国においては、学校教育法の施行規則の一部改正を行ったという意味合いのことをさしてございまして、それから後段のいつ戻ってくるのかというのは、いついつか特定の日にちを想定したのではなくて、その改正によって職員会議が適切なものになっていくだろうという趣旨を含めてお話ししたところでございます。

北野委員

私が聞いていることに的確に答えていません。まず、旧管理規則で教職員の職員会議の問題で、簡単に言えば先生方からいろいろな意見が出されるように校長は運営するというふうになってたんですよ、法的根拠はなくても。ところが今度はそうではないんですから。結局今までみたく先生たちが校長の提起に答えて自由に発言するという雰囲気为学校の中から失われるのではないか。だから、先生方はそういう職員会議ではないんだということをよくよく承知してくださいということをお前は言ったんでないですか。教育委員会で。これはとんでもない話ですよ。

私はこの会議録を素直にとれば、これはそういうふうを受け取れるんですよ。これはちゃんと署名員のサインもあるし委員長サインもあるんですよ。係のサインもあるし。

それから後段のことについてはそういうことを聞いているんじゃないですよ。あなたが教育委員会で教育委員に対して学校管理規則の問題で説明した中で、「いずれ職員会議が校長の下にもどってくる」と言ってるんですよ。だからかつて校長の下に職員会議があったんでしょ。あなたの説明によれば、戦前のことを言ってるんでないの、あなた。本当に。重大なことをあなたは言ってるんですよ。文言どおりとったらそういうふう理解する以外ないじゃないですか。先ほどの説明は私の指摘に対して的確に答えてないので1点目、2点目、もう一度お答えください。

学校教育部長

まず、後段の方から言いますと、そういった、北野委員がおっしゃっているようなことではなくて、学校管理規則を改定することによって校長さんの権限と責任というのが明確になるから、これからはそういった形でもって職員会議というのがなされていこうと、そういう趣旨でお話をしたと、こういうことでございます。

それから前段のところにつきましては、先ほどお話いたしましたように、実態的に現在の職員会議のあり方というのはいろいろ指摘があると、そういった中で今回学校教育法の施行規則の一部改正がなされたので、小樽市におきましても、市教委におきましても、それに準じて学校管理規則を改正していく必要があるだろう、そういうことを申し上げた、こういうことでございます。

北野委員

今後段で2番目に答えたこともおかしいですよ、これは。要するに教職員の職員会議のあり方に対する考えを変えさせることが重要だと言っているんですよ、この管理規則の下で。そういう説明でしょ。だからあなたが言っていることと違うんですよ。だから私は心配するんですよ。新しい管理規則の事で校長の権限が強まって教職員一般が正論を吐いても、最後は校長の決断で学校の様々なことが運営されるのではないかと言うことを心配するんですよ。そういうことで適正配置が進められたら、これから小学校をあなた方はやると言っているんだから。僕はすべ

きでないと思いますよ。でもあなたがたはやると言って、21世紀プランの第2次計画に盛り込んでいるわけなんですから。そしたら中学校適正配置、今回行った以上に校長の権限が強まっていったら、先生方の民主的な意見というのは反映されなくなるのではないかという危惧から質問しているんですよ。もう一度お答えください。

学校教育部長

そのことにつきまして、これは1月16日なんですけれど、臨時校長会を開きまして、教育長と私から改正の内容、主旨を説明をいたしました。その中で私は、先ほど教育長が権力者になるなよという趣旨の指導したんですけども、私も従来からの職員会議の中で色んなやり方があるだろうけれど、良いものは良いとして、そういった職員の声をも十分に聞きながら、今回の新たな規定のもとで職員会議をやっていくべきだという主旨のことは申し上げてございます。

教育長

補足説明をさせていただきます。校長の権限については、学校教育法の28条に「校長は校務を司り所属職員を監督する」とあります。これについては、新たな権限が強化されたという事例はございません。この文言は変更されておりません。ただ、校長の仕事の内容が明確にされたということで、これは12年の1月21日に文部事務次官の通知が出ているわけなんですけども、その通知文をちょっと長くなりますが読ませていただきます。「職員会議は、校長を中心に職員が一致協力して学校の教育活動を展開するため、学校運営に関する校長の方針や様々な教育課題への対応方策についての共通理解を深めるとともに、幼児児童生徒の状況等について担当する学年・学級・教科を超えて情報交換を行うなど、職員間の意思疎通を図る上で、重要な意義を有するものである。しかしながら、職員会議についての法令上の根拠が明確でないことなどから、一部の地域において、校長と職員の意見や考え方の相違により、職員会議の本来の機能が発揮されない場合や、職員会議があたかも意思決定権を有するような運営がなされ、校長がその職責を果たせない場合などの問題点が指摘されていることに鑑み、職員会議の運営の適正化を図る観点から、省令に職員会議に関する規定を新たに設けその意義・役割を明確にするものであること」ということであり、職員会議の意義を明確にしたものであると通知の中では言っています。また、今申し上げましたようにこの改正は学校教育法施行規則の改正は12年の1月21日ですから北海道における、また小樽市における学校管理規則の改正が国旗・国歌を明確に意図したものではありません。この1月21日は、全国で既に国旗・国歌は既に100%に達しておりますから、職員会議をきちっとするというのが意識でございまして、国旗・国歌を強権でやろうというものではないのでご理解いただきたい。

北野委員

今の教育長の発言にかかわって2つ私の意見を述べておきますが、教育長が前段申し上げた学校教育法にかかわる校長の権限とかその他に変更が加えられたと私は思っていないんです。しかし、後段読み上げられたように文部省令の職員会議のあり方のくだりを読んだらその通り理解できるんですよ。職員会議でいろいろ意見が出て、校長の意見が通らないと、だから通るように改正したと、分かりやすく言えばそういうことでしょ。だから職員の意見が反映されにくくなるのではないかという指摘は的を射てるんじゃないですか。

それからもうひとつは、教育長は先回りして国旗・国歌の強制を想定したものではありませんって言うけども、それではもう一回伺います。資料の1、この中で奥村部長が同じくくだりで「卒業、入学の時期を迎えるので、早急に改正を行いたい」と説明しているんですよ。これは何を意味していますか。国旗・国歌の掲揚は学習指導要領に基づいてやってほしいということは、教育長が再三校長会で述べているんですよ。掲揚し、斉唱してほしいと。だから今度の管理規則の改正にかかわって何故それが必要かというくだりで、「卒業、入学の時期を迎えるので、早急に改正を行いたい」とあなたは説明しているんですよ。そうすれば国旗・国歌の掲揚・斉唱を前提にしてあなた方は物事を考えていたということを告白していることじゃないですか。違いますか。

教育長

文部事務次官通知についてはお読みになった通りでございます。それから、奥村部長が卒業式・入学式に言及したということはちょっとその辺よく分からないところもございますが、私は前回の総務常任委員会でこのようにお答えいたしました。「後志管内の19町村は12月28日、29日までに学校管理規則を改正し、施行する予定です。小樽市の場合はその説明が遅れてございますので年明け早々にでも委員会を開いて決定をいただきたいと考えております」というふうに言いました。そのときに私が補足した説明で「道立学校においては道において管理規則を改定しなさいという通知をやっているの、年度末、3月末日までに改正する予定であります」とそういうふうにお話をいたしましたので、部長の頭の中には3月末ということで卒業式、入学式が発言に出たものではないかと、これは私の想像ですが、違いましたら部長から補足させます。

北野委員

あなたがたは都合が悪くなれば、教育長はこの会議に出てたんでしょ。教育委員の一人として12月27日の会議に。私の想像で部長はどういったかというような話ではない、あなた聞いているんでしょ。

教育長

部長の話は聞いてましたからそれは否定していません。ただ部長が何を言ってそれを言ったのかわかりませんということ。

北野委員

そしたら、教育委員長の城先生や署名員の西條委員に来てもらって聞かなきゃなんないでしょ。都合悪くなると分からないとかそういうことを言ったか分からない。会議録を否定するんですよ、あなたがたは。おかしいじゃないですか。

教育長

会議録を否定するものではなくして、私前回の総務常任委員会でそうお話したとおり教育委員会にお願いしまして、1月に改正を実施したということですので、ご理解ください。

北野委員

だから教育長は部長をかばってんのさ。もう部長は正直なんだ、この記録にあるように。日の丸、君が代を想定しているんだから。だからやるんだよ。証拠はこれだけじゃないですよ。次のページ、一番最後のページを見てください。ここで学校教育部長からどういう発言がさらにあつたかということが書かれている。「学校教育部長から、校長会からも改正の要望、又、市議会においても学習指導要領に則った学校運営の正常化がなされる改正が必要との指摘を受けているため、条文の作成に入りたいとの説明を行う」と。これはね、はっきりしてるんですよ。自民党の委員が議会の中で学校行事において学習指導要領に基づいて国旗・国歌を掲揚すると、何でやらないんだ、掲揚率が悪いのは恥ずかしいということまで言って迫ってるんでしょ。そのことを学校教育部長は正直に答えているじゃないですか。それが動機になって改正が必要なんですということを教育委員に説明してるんでしょ。だから学校の全体に係わることであって、国旗・国歌の掲揚・斉唱を特定してやったものでないというなんてことはおかしいんじゃないですか。それも含めてでしょ。主要なのはそれじゃないですか。動機は。文部省令が出たのは自民党の某国会議員が質問してるんでしょ。何回も。その勢いはだんだん強まっているんですよ。だから本心は学校管理規則の改正というのは、明らかに教育委員会の管理職の方が教育委員に説明したそういう会議録によれば明白じゃないですか。それでも否定なさるんですか。

学校教育部長

繰り返し答弁になりますが、あくまでも私どもは学校運営全般あるいは教育課程全般に係わって職員会議を校長の主体の下で実施してもらいたいという判断の中で今回改正したと、こういうことでございます。

それと、この時期的なことがひとつ絡んでございます。と申しますのはこの学校管理規則につきましては道教委が13年1月1日から施行している。それから後志管内におきましても1月中旬に実施をしていると、こういう状況がござ

いました。そういった中で、私どもも早期に学校管理規則の改正が望まれている、そういった中で今回1月10日に行ったと、こういうことでございます。それで例年この時期に卒業式あるいは入学式の持ち方、あり方について職員会議でいろいろ議論されているところでございますので、この際新たな職員会議の規程の下で議論した方がよからうと、そういった趣旨でこれは発言したんでございまして、これをもって私が強制をしているとかそういうことでございませぬのでご理解をお願いしたいと思います。

北野委員

私たちは教育委員会を傍聴できるけど傍聴はしません。ある人に言わせたら議員が傍聴すれば教育委員が自由な発言をできなくなるなんてとんでもない言いがかりをつけて、そういうことを言う人もいますよ。そういうことに配慮したわけじゃないけど私は行っていません。しかし、そうであるからこそこの教育委員会の会議録に基づいて教育委員会で重要なことが決められる場合、どういうことの説明があってどういう議論があったのかということをもとにこれに基づいて判断するしかないんですから。ところがこれに基づいてそうではないかと聞けばそうではないと。それはこうですああと、この会議録を補充するんですよ、あなたがたは。そして私の質問は違うんですよ。この会議録に基づいて質問すればそうやって言う。教育長に聞きますけど、依然として教育委員会の議事録は不十分でしょ。あなた方が聞けば補足して私の質問は違うんだと訂正するんだから。こういうのを、自ら作ったものを自ら否定するような会議録を改善するということは必要でないですか。依然として。いかがですか。

教育長

私の委員会での発言が全く書かれていない、そういうことで混乱を招くとすればこれはあってはいけないことでございますし、私は教育委員ということと教育長という二面性を持つ存在でちょっと困るわけですが、会議録はもっとよいものに改善すべきというご指摘は真摯に受け止めて、検討し、実施をしてみたいと思います。

北野委員

結局そういう、今改善といったけども、奥村部長以下皆さん方は、総務課長も説明してるけどもね、正直に説明してるんですよ。総務課長は法令の根拠についてと北教組との係わりについて4.6協定は協議の対象でないと言う説明をしたと。奥村部長は私が再三指摘をしているようにあからさまに狙いについて正直に説明して、これに基づいて教育委員の方々が1月10日に若干の文言の修正をして、そして決めたんですよ。だから教育委員の方々は国旗・国歌を想定していると。それが全部ではないですよ、もちろん。管理規則ですから学校運営全体に係わることに及ぶということは私も百も承知しています。だけどもその動機はそうでないと、そういうふうに理解するのがこの会議録からいっても素直な受け止め方だと。だから皆さん方の本心が今度の会議録の中でも正直に出されているということで、教育長が再三言うように、国旗・国歌の問題、市議会からも指摘されたということですからね。これは奥村部長が市議会からのそういう指摘があるってことは私が解説したとおりでしょ。だってこうやって言っているんだから。自民党とは言っていないけどさ。それ言ったのは自民党なんだからはっきりしてるでしょ。だから自民党から言われたから改正するんだと、そういうことじゃないですか。お答えください。

学校教育部長

議会の中で議論されたということは当然私どももそれを踏まえて改正を行う、そういうことでございますけども、それより何よりも学校教育法施行規則の一部改正があったと。それで全国あるいは全道的に改正の状況があり、そしてかつ、早期にその改正が求められた、そういうことで改正したということでご理解をお願いしたいと思います。

北野委員

答えてないですよ。私は奥村部長の言ったことを引用して、会議録にちゃんと、委員長や署名員の印鑑がないけど、これは正規のものでしょ。であれば私が解説すれば、自民党の委員から学習指導要領についてと言われたから改正すると、しかも今の学校運営は正常でないから自民党は正常化しろと言っているんだから。だからそういうようなことを受けてやったって書いてあるんだから。どうしてそれを認めないんですか。これは正規の会議録ですよ。

だから奥村部長が最後に答弁したように、学校施行規則が一部改正になったのを受けてやったというなら、資料1の2ページの協議事項の第3項で最初に総務課長が言ったとおりに、法令上こういうふうになったからと、これでいいでしょ。奥村部長がわざわざ真意についてとってわざわざ説明する必要はないんじゃないですか。もう一回回答えてください。自民党から頼まれたからやったんでしょ。

学校教育部長

子どもが教育委員会に出した議案の提案理由を読ませていただきたい。「この規則を提出したのは学校教育法施行規則の一部が改正され、新たに職員会議に関する規定が設けられたことに伴い、その趣旨を踏まえ所要の改正を行うものであります」と、こういうことで行ったものでございまして、議会がどうのこうのというのは状況として説明はいたしましたけれども、それが今回の改正の理由ではないということは明確に申し上げたい。

北野委員

私もね、部長が今言ったように法律の改正に伴って道教委から通達が出て改正したと、そのことは分かりますよ。だけどそういう改正は何故必要かということをおあなたがわざわざ教育委員の皆さんに解説しているんですよ。それが会議録に載っているから私は聞いているんですよ。だから、こういう会議録から素直に読めば、これは非常に重大な改正なんですよ。だから私は校長の職員会議におけるかかわり方は明らかに校長の権限が強まったと。法律は変わってないけど職員会議だけに限れば明白でないですか。そういう改正が行われてこれから適正配置が進められるということになったら、適正配置にかかわる教職員さまさま意見が反映されにくくなると、前より一層意見が押しつぶされるということになるんですよ。そういうことを改正は意味しているんじゃないですか。違いますか。

学校教育部長

適正配置について申し上げますと、我々はあくまでも地域、学校、あるいは同窓会、同窓生、そういう方々の声を総合的に聞きながら判断してまいりたいと思っています。

北野委員

要望だけしておきます。先ほど来指摘しているように、いろいろ教育委員会で発言したことを読み上げて真意はそうなんだとか、そういうことを言うから、こういうのはだめだということだけはっきりし、教育長も会議録の改善を答弁されているんです。私は、この会議録で学校管理規則の改正に係わる部分だけでいいですから、総務課長がどういう説明をしたのか、おそらく総務課長が言ったのは今奥村さんが言ったことじゃないのかな。それから学校教育部長が何と説明したのか。これは下書きがあるはずだから、後でいいですから出してください。出さなかったら委員会で資料要求をしてまで、いただきたいということだけ申し上げて終わります。

委員長

要望しておきますということですから、よろしいですねという、そのことだけを受け止めていただければ結構かと思えます。

では、共産党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

教育委員会会議録について

今の北野さんに関連する方から。この会議録の資料要求はあるという前提でこの記録をとっていく場合と、それから、会議録のやり方だから、会議録自体の取り方については委員会が主体的に、不利な部分は周知されない、このとり方、記述、これの目的、これをちょっと。意味はわかりますね。いろいろなことが載っていても、誤解を招くようなところがこのように出てくるという、こういうことを予想すれば、載せる必要がないというふうに思うんだけどさ。ここのことね。

学校教育部長

会議録はあくまでもうちの方の会議規則の中でこういう形でとりなさいということがございます。それと、その議題の提案の内容についてどこまで記述するかということについては、具体的なものはございませんで、それはあくまでもその要旨にしたがって簡潔に書くというのが前提になります。そういった中で圧縮するものですから、必ずしも何といいましょうか、適切な、読み返してみるとですよ、そういうのあるかも分かりませんが、あくまでもそういったことで後々の記録にするための会議録ということだろうと思います。

佐々木(勝)委員

私がさ、当然この会議録というのは今までと違って明らかにするってことは、この特別委員会にもってきてやり取りした経過はありますよね。そういう中で一枚目のいわゆる卒業式を前提としたとかね、こういういわゆる改正を行うという、これを残すっていうのかな、目を通さなかったということですか。いってみれば。他の悪い部分というのは今の話だと時期的な面とぶつかる部分と。会議録の中にこの卒業式と入学式の時期にあわせてするんだというふうに強調して載せたと、こういうふうに受け取っていいですか。

学校教育部長

ですから何回もお話してはありますが、この記述はこうなっておりますけども、あくまでもこれは学校経営あるいは教育課程全般にかかわって学校管理規則を改定したいということで、時期的に例年この時期に卒業式、入学式にかかわることが職員会議で話し合われているという状況がありましたので、そのことを付け加えて申し上げた、ということでございます。

佐々木(勝)委員

当然会議録はこれからも残ってくるわけだから、記録に残すということは大事なことですよ。これはね。年末を控えてというのではなく、あえて卒業式、入学式の時期を迎えるので、という表現をしたことに意味があるというふうに、私はこれを見て思いますけど。

もうひとつ、こういう委員会の、会議規則の改正にかかわって、校長にどう指導したんですか。

(学教)総務課長

それにつきましては1月10日以降、教育委員会が終わってから、16日に臨時校長会を開いて周知を図った、こういう状況でございます。

佐々木(勝)委員

そのときにこういう会議録の中の内容も付記して報告したということでしょうか。

(学教)総務課長

校長会におきましては、この資料にありますような文部省通知、事務次官の通知、改正の状況、趣旨、それらを全部つけまして、教育長、部長の方からも説明しながら誤解のないようにきちっと説明をしていると、そういう状況でございます。

佐々木(勝)委員

それでは会議録をそのまま渡したわけではない。そういう意味ですか。会議録もつけて指導したんですか。

(学教)総務課長

教育委員会の会議録は当然つけません。これはあくまでも事務的な形の中で、各学校長が間違いのないよう、法令上の考え方、教育委員会の改正の趣旨、それらを伝えて、先ほど話があったように、教育長からもきちっと、権力的ではなくという部分で、誠意を持って指導してくださいというような話の中で指導を行ったということでございます。

佐々木(勝)委員

それから、これ総務常任委員会と特別委員会の関係なんだけど、私も気づいたのは、総務常任委員会は本来にこういうものを扱う部分というのはこれはもう。議会の構成からして会派1名いないんですよ、会派構成してる関

係で。だから総務常任委員会で重要なことの部分はあるんだけど、配慮事項として、会派1名欠いている総務常任委員会、そのあたりも配慮すれば当然、この適配の関係から端を発して会議録を提出したと。そして会議規則の改正だとか、委員会がどう改正したのかという手順、手続きまで問題になった部分ですからね。私はそういう面であれば、総務常任委員会を出すのはいいいんだけど、そういう配慮があれば今日特別委員会の方で答えていった方が流れはスムーズじゃないかなという感じがします。これからの分もありますけど、この特別委員会をもった設置趣旨から考えて、問題は適配に関連する内容の管理規則の改正まで論議が呼ぶ部会ですからね、この特別委員会はね。そういう意味も踏まえていただきたいと思います。

受入校の生徒数と学級数について

それでスタートの時点に戻しますけども、報告の中で結果としてこうなったということで、いわゆる関連校の生徒数及び学級数の現状ということで現行と適正配置後の中で、やっぱり松ヶ枝中学校の現状は結果として受入校の対象にしたんだけど、結果としてマイナス作用を起こしていると、こういうことなんです。上から見てくるとプラスになっているわけですけど、松ヶ枝中学校は受入校という対象校となっているんだけど、その辺の関係、その辺の押さえ方なんだけど。そこのところを。

(学教)川原主幹

松ヶ枝中学校でございますが、適正配置後においても児童・生徒数が減少する状況になっています。ここ、松ヶ枝中学校の区域につきましては、実施計画の段階でもご説明いたしましたが、ごく一部、適正配置の上ではあまり大きな生徒の移動がない場所でございます。実は2月1日現在では平成13年度に1年生が80名ということで押さえてございました。従いまして2学級という状況でございます。実は2月16日現在では82名ということの、3学級になっている状況でございます。今後3月の移動の時期がございますのでどのような進みになるかもございますけども、こういったベースといたしますが、松ヶ枝中学校自体が79名、今回の適正配置に伴いまして1名2月1日現在で移動することを押さえています、松ヶ枝中学校はベースの1年生が非常に少ない状況にあるということで学級数が減っている。平成14年度は88名が見込まれますし、15年でも82名ということで、現在の推計では今後3学級の入学は見込めるという状況になってございます。

佐々木(勝)委員

だから流動的な要素が多いということで、松ヶ枝中学校の押さえ方というのはいろいろあるのかなと、現時点ではね。ただそれからもうひとつ、さっきずっと学年別の人数を報告をもらったんですけども、西陵中学校の受入校の3年生が現在80っていったらいいんでしょうか。結果はそういう形になると思うんだけど、さっき小澤さんのほうからは1クラスの望ましい人数と学級数の関係、結論からいうと、学級数が増えると非常に効果が上がるんだと、どっちかというそっちに主眼をおいているんだと。これでいくと、私たちの押さえ方、言葉はちょっと妥当かどうかは別として、非常に僅少差による学級人数ですよ。40であれば1クラス、41で2クラス、あわせて2クラスが80か81かというふうになっていくわけですね。だからこの僅少差の学級というのは西陵中と松ヶ枝中が今現状では当たっているのかなということなんです。だから、配慮する、少人数学級のよさというものを生かしていくとすれば、機械的な人数の貼り付けという、これはまだ分かりませんよ。現状に合った、1人増えたことによって2クラスになる、減ったことで1クラスになるいう、40人学級を、適正配置をやった結果、40人学級がいっぱい残るような状態というのはいかがなものかなと、こういうふうを考えるんですよ。線引きするいろいろあるけども、現状のだからそういう推移をたどるけども、結果として1クラスの人数が40人を維持するような状態で学級数が増えたということになれば、これはちょっと今回条件整備をするに当たってそういう学校も別な手立てが必要じゃないかな、こういうふう思うんです。今まだ途中ですから、そういう面で考えてみれば、結果として少人数学級を求めていくんだけど、40人学級がいっぱいでくるということに対しての何らかの対策が必要なんだと、これについてどうですか。

(学教)川原主幹

学級編成における人数の関係でございますが、例年40ですとか80、こういった人数になりますと、学校としても非常に心配な部分でございます。平成12年度の実態で申し上げますと、39名で1クラスというのが2学級ございます。40名で1クラスというのが4学級、合計で6学級ほどが1クラスになっています。それから41、42ということで2クラスになったのが6学級あります。同じく79、80と2学級と3学級の境目がそれぞれ2校ですとか、例年このようなぎりぎりのところについて、実態として出てくるという実態でございます。この生徒数、1学級非常に多い訳でございますけども、現在この受入校につきましては定数以上の配置をいたしまして、そういった対応を、現状の数字は含めてございますので、そういった対応も中に含めて取り組みはしているところでございます。

佐々木(勝)委員

その当該学校だけの問題じゃなくて、関係するいわゆるそういう取り組みを適正配置計画を実施する中で生み出されてくる今のような状態はやむなしというふうには押さえるのではなく、できるだけそういう学級についても考えをとっていくっていうか、そのまま済む問題じゃないなと思っているということで。受入校だけの問題じゃなくて、教員配置の問題が主になっているけども、やっぱり少人数学級のよさを求めていくというのが、これは今後のやりとりの課題にしてもらいたいというような。いろんな形でこの適正配置計画が小樽の教育の現状に波及しているということなんです。そういう波及している問題までやはり目を向けて計画を進めていくと、こういうふうに見えるんです。

佐々木(勝)委員

準備委員会と関連校連絡協議会について

それから次、条件整備の関係で言うと、施設整備の問題、PTAの問題等々ができましたけれども、今ある各学校の受入校の体制ではいくつ協議会や準備会があるんですか。私の押さえでは受入校に準備委員会があり、それから連絡協議会3校、この2つですか。この中身ですね。準備委員会、それから連絡協議会の。

(学教)川原主幹

適正配置を進めている組織でございますけども、まず対象校、受入校それぞれで学校内で準備委員会というものをつくってございます。そこで学校独自の問題ということになりまして、今度、受入校と対象校での関連校連絡協議会というのがございます。これはそれぞれの地区によって手宮方面と中央地区ということではちょっと違った形になりますけども、それぞれ受入校と対象校の2校の連絡協議会、それから場合によっては3校合わせまして、手宮地区でいいますと石山、末広、西陵合わせて3校で連絡協議会というのもございます。それはそれぞれの内容によりまして協議会を作っていると。中央部におきましても菁園中学校を中心とした住吉、東山を含めた3校の連絡協議会ですとか、住吉と潮見台の連絡協議会、こういった形で受入校、対象校という組み合わせで協議会は進んでいます。

佐々木(勝)委員

3校連絡協議会、これは2つあるということでもいいんですか。よくいう菁園と東山と住吉、関係するこの3校の話はよく耳にするんだけど。もうひとつは西陵と石山と末広。ここの関係は機能しているんですか。

(学教)川原主幹

菁園の場合はですね、東山と住吉から生徒が入ってくるということで、説明会ですとか打ち合わせも1回で合同でやった方がいいだろうということで3校の合同で進めています。それ以外につきましてはそれぞれ末広と石山、石山と西陵という形で受入校が別になりますので、その2校間、受入校と対象校の2校の連絡協議会ということが通常の形でございます。菁園だけは2校が入るということで3校連絡協議会ということでございます。

佐々木(勝)委員

だからそこにも松ヶ枝は受入校になったけども、人がこないからその協議会の中には入っていないんですね。

(学教)川原主幹

松ヶ枝中につきましては今回生徒の大きな移動がないということで、連絡協議会の中には入ってございませんけども、各学校8校と教育委員会が入りまして、全体の連絡調整会議というのを開いてございます。そこで各学校の動き、進捗状況、どういった内容を決定していくのか、協議していくのかという中では松ヶ枝中学校も入っておりますので、全体の動きについては松ヶ枝中学校においても把握をしていただいています。

佐々木(勝)委員

関連校での意見、要望等について

要するにさっきの話だと準備委員会、協議会で十分準備を進めている、問題はない、こういうふうに報告があったんですけども、準備委員会等で課題になっている問題とかないんですか。

(学教)川原主幹

今まで保護者説明会ですとかそういう中で課題がいろいろ出されていきました。これにつきましては当特別委員会でも資料としてご報告したところでありますが、現状残された課題につきましては今日もご報告いたしました、制服、ジャージの問題ですとかそういった問題につきましては、関連校でPTAも含めまして十分協議をされて決定をして、そして保護者説明会ですとか学校だよりを通じてお知らせをしているという状況の中では、新たな意見ですとか要望、そういったものについてはないというふうに聞いてございます。

佐々木(勝)委員

これは新1年生を入学させる保護者会というのか、全市的にあるわけですね。西陵の説明会のときにこういうのが受入校というか入ってくる子供たちの保護者の方から、西陵中学校の通学路はどうなっているんでしょうか、指定されているんでしょうか、それともまた別な形ですかと、こういうふうに質問があったっていうんですよ。それはさっきは末広と手宮の関係で暗いということと、もうひとつ西陵中学校のふもってというのは、今でいえばある程度道路はついているんです。そしてニュータウンの方に向かうんですよ。本来であれば通学路の関係から言えば、結論から言えば子供たちの選択に任せる部分もあるということなんです。それではいけないんじゃないかということで話としては、そこを通学路にする、するためには道路整備をしなければならないということもあたりしってるんですけども、実態としてはニュータウンから来ている子供たちはそこを通るわけですよ。非常に整備の悪い道路を通ってくる。そして今度色内からの子供たちというのはそこを通ってくるわけですね。そうすると危ない道路がまだ通過する、通学路を指定した方が、というような話があって、その点はどうなるんでしょうかという質問が出た。委員会の方にそれは届いてどういうふうに処理しているのか分かりますか。

学務課長

菁園中学校の保護者説明会の中で西陵中学校の通学路について質問が出されたという経緯については承知はしております。

佐々木(勝)委員

いや、菁園中学校は別さ。西陵中学校の新1年生説明会。受入校の部分でないよ。

学務課長

委員ご指摘の道路というのは、ちょうど西陵中学校の門からすぐ出て日光院の裏側を通っていく道だと思います。実は去年だと思いますが、学校の方からというよりも、その道が暗いということのご指摘、あるいはちょっとニュータウンの方にかかりますと一部私有地を通っていくという、これは直接学校からということではないんですけども、そういうことのお話も聞いたことがございまして、実は現地を見ております。実はこの道は一般の道路ではなくて遊歩道なんです。ようするに三角山の方に向かっていく遊歩道の一部なんです。ですからニュータウンからお子さんからしますと下をぐるっと回るよりもこの道を通ってきた方が相当程度距離的には短い、時間がかからないで済むというのは事実ですし、中学校の場合、小学校と違いましてあまりうるさく交通安全上ですとかそ

ういふ部分での通学路指定のようなことはしていないと思います。ただ、この道路の整備ということになりますと、これ自体は遊歩道という位置付けの道路なものですから当然電柱ももちろんないところですし、なかなか遊歩道としての整備はできていますけれども、一般的な道路としての整備にまで手が届くかどうかというのは正直言ってちょっと難しいのかなと思っております。

佐々木（勝）委員

だから、受入校としての説明をやる、それから一般的な学校、子供たちは受入校になった西陵に通ってくることになるわけですから。今回の適正配置によってね。通ってくるという意味合いですから、流れからすればね。だから、遠い道はある程度のいろいろな形があるのだろうと思うけども、危ない道路をそのままにするという状況と、今回の適正配置の通学路の変更による道路の整備というかな、こういうことまで考える必要があるのではないかと、私を私は言いたいんですよ。まあ、線引きした状態の中で弾力的な通学路の状態はおきていますけども、やっぱり安全なところを来るとかね、そのための道路整備が必要であればこの機会に整備していくとかということをして視野に入れて。今西陵の遊歩道の部分はね、ここは通っちゃだめですよということにはならないんだよね。判断にまかせますよということになるのかな。委員会の方に声が届いているとすればそれなりの指導なり手当てはあったんですか。

学務課長

学校の方でも遊歩道を子供さんが通学路として利用しているということは私どもも聞いています。学校の方から聞いているのも道路としては別に車も何も通りませんので危ない道ということではないんですよ。ただ一般的に道路というイメージというか、歩道があるとか街路灯がついてるとかっていうイメージからすると、遊歩道ですから電線自体も全然届いている道ではないですからね。遊歩道としての整備は十分にできているだろうと。ただ、枝が折れたとかそういう連絡を受ければ公園課に連絡してとってもらったりはしておりますけども。学校としても子供さんがこの道路を通うことについてよくないとかだめだという形での指導はしていないと思います。

佐々木（勝）委員

だからね、今回、今その途上ですから。今適正配置を実施し、そして計画を進行している途中ですから、さまざまな問題が派生してくるだろうということのひとつとして、やはりこの機会に道路整備というのかな、こういうことをこの観点においてやっていく必要があるんじゃないかなと思っています。今日は結論とかそういうんじゃなくて。関連する問題が派生してくるということで受け止めておいてほしいと思います。

佐々木（勝）委員

今後の適正配置計画の進め方について

それから最後になります。

結論の方から言うと、さっきも新谷さんの方からも小学校いつやるんだという話が出てたけども、私はこの小中学校の適正配置をね、進めている進め方そのものについてもやっぱり今回の中学校を進めている十分教訓をいかしてというか、反省すべき点は反省しながら小学校に取り組んでいってほしいと思っています。だから同じ手法で小学校に手をつけるということは私は望ましくないなど。何故かということ、これまでもやっぱりどちらかということ、行政で案を示してそれを理解を求めて住民に時間をかけてという、行政主導型っていう部分というのはね、特に小学校辺りになってくると地域住民というものがここに根強くいるわけですから、そういう面で考えてくると発想の転換じゃないけれど、地域、学校、そして教育委員会がやっぱり上からいくじゃなくて、三者一体となって協議していくとか、考えを作り出していくとかいう、こういう方法をとるべきだというふうには私は思っています。札幌でも真ん中の空洞化現象が起きて統廃合の問題がにわかになってきています。全道的にもそういうふうになってきています。しかし、このやっぱり進め方っていうものが従来の行政主導型で行くじゃなくて住民主導型、地域主導型というか、こういうところに進める仕方っていうのかな、私はとっていくほうが教育委員会が信頼されな

かったら何をやってもだめだと思っんですよね。教育委員会が信頼される行政の扱いをされていくためにはどうあるべきかということも考えていきたいなという部分ですよ。そういう面でさっき今後の進め方についてありましたけども、十分その辺のところは行政主導型ではなくて住民主導型といいますか、地域主導型、そういうような地域、学校、そして教育委員会が一体となって進めていく、こういうような考え方に立てないものでしょうか。

教育長

小学校の進め方ですが、先ほどもお答えいたしました、11年の8月18日に委員会で決定いたしましたけれども、地域の皆さんのご意見を聞きまして11月に一部方針を変更いたしまして、3年生のクラスが母校に残ることを決めました。この後の小学校の段階でも、来年度の半ば以降になりますけども行政主導ということではなくて、行政がやはりいろいろな考え方を提案するという形は残して進めて参りたい。今具体的にどの地区をどうという考えはまだ考えていませんけども、私どもの提案をまず出したいと、そういう気持ちでございます。

佐々木(勝)委員

その部分でね、提案が先あってコンクリートになって進めるんでなくて、提案する前に逆に住民の声を降ろしてどうなんだということ、私は落とした方がかえっていいんじゃないかという感じがするんですよ。それをやはり案はうちらでつくります、それをどうだと、これをやると手法は同じなんですよ。そして十分な時間をかけて理解をしてもらおうと。これじゃなくて、こういう実態になっている、どうすると、案や知恵を出してくれと、こう言った方が私はいいんじゃないかなと、こうふうに思っているということなんです。

教育長

中学校の場合もジグザグございましたけども、これまでの経験も生かし、また今お話のあったことも十分考えて検討いたしたいと思っんです。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終了し、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時20分

委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

公明党、斉藤委員。

斉藤(陽)委員

中学校の適正配置計画について

資料に関連して何点かお伺いをいたします。

まず、関連校の生徒数及び学級数なんですが、13年度適正配置後ということで生徒数、学級数が示されておりますけれども、この中で、まず適正配置によって編入される生徒数を各学校ごと、また1年生、2年生分けて、その編入する生徒数という部分でご報告をお願いします。

(学教)川原主幹

受け入れる学校での生徒の状況でございますけれども、1年生からということになりますか。

斉藤(陽)委員

1年、2年で分けて。

(学教)川原主幹

そうですか。はい。

先ほど13年度の1年生、2年生、3年生の数字を申し上げましたけれども、まず末広中学校で1年生が95名ということで申し上げました。ここでは石山中学校より36名入ってまいります。それでトータル95名になると。2年生84名ですが、このうち石山中学校より34名ということで、84でございます。3年生の出入りはございません。

それから、西陵中学校でございますが、1年生88名のうち、石山中学校より16名、菁園中学校より4名ということで、20名がここに入っていくことになります。それから、2年生でございますが、石山中学校より18名が入りまして、87名でございます。

それと、菁園中学校でございますが、菁園中学校は3校から入ってございますが、東山中学校より55名、1年生でございます。住吉中学校から13名。この中で、ごく一部の区域で西陵中学校に4名行くことになってございますが、マイナスになりますので、都合64名がここに入ってございます。2年生でございますが、東山中より32名、住吉中より15名、合計47名が入りまして104名となっております。

松ヶ枝中学校でございますが、1年生におきましては東山中より1名で80名です。2年生も東山中より1名で98名。

潮見台中学校でございますが、1年生、住吉中より35名で88名になります。2年生、住吉中より10名で78名となっております。

以上でございます。

斉藤（陽）委員

ちょっと数字が多いですけども、それでもう1点、クラスごとに、1クラスの中に編入生が何人ぐらいいるのかなというのが非常に興味を持っているところなんです。クラスの編制はこれからということで流動的な部分あると思いますけれども、おおよそ1クラスに編入生徒が何人くらいというのはわかりますでしょうか。

（学教）川原主幹

この転入された生徒と従来からいる学校の生徒と合わせての学級編制になります。

学級編制につきましては、これは学校で関連校と十分協議をしまして、どういった編制にするかということは学校で判断するということになるかと思えます。したがって、私どもの方で1クラスで何名入るとかというのは現状ではわからないという状況にあります。

ただ、先ほど申し上げました、例えば末広中に1年生で石山中から36名入ります。これは3クラスがありますので、単純に割りますと1クラス12名。2年生では34名入りまして、3クラスありますので、単純計算では10名ちょっとということにはなりますが、実際これ非常に今の時点では難しいというふうに考えております。

斉藤（陽）委員

教職員の配置計画について

次に、教職員の配置計画についてお伺いをいたします。

対象校3校で2名の加配ということが予定されているということですが、道教委と交渉中ということなんです。この見通しについては、どの程度具体的になっておりますでしょうか。

（学教）総務課長

中央段階でもう既に人事が始まっておりますので、こういう中では、ほぼ大丈夫だろうということで、2名の加配はできるものと、このように考えております。

斉藤（陽）委員

次に、受け入れ校の方の教職員配置ですけども、受け入れ5校で適正配置による教員増、当然あるわけですが、松ヶ枝中学校はちょっと別としまして、教員が増になるわけですが、この適正配置の目的といいますか、教育条件の向上という部分から、教職員増以外にもいろいろな適配効果といいますか、そういったものが考えられると思う

んですが、その辺についての受け入れ校の状況はいかがでしょうか。

(学教)川原主幹

学級数がふえるということで、先生の増員の数につきましては、資料でお出ししているとおりでございます。こういった人数がふえるということで、実施計画の資料でもご説明しておりますが、6学級では複数教科を持つ先生が非常に多いということで、例に挙げておりましたように、3教科を受け持つ先生が3名いるですとか、2教科を受け持つ先生が2名いるということも資料でご説明をしておりました。今回このように教員が増ということでは、そういった教科指導の面で、できるだけ専任免許なり、そういう免許を持つ先生の配置が可能になりまして、そういった面での効果というのも期待できるものと考えております。

そのほかの点ということでございますが、今回、受け入れ校においての学級数、生徒数がふえるということでは、施設の受け入れの整備を行ってまいります。

また、生徒数がふえるということでは、やはり仲間がよりふえるという状況になりまして、仲間の、友達の輪と申しますか、そういったものが広がっていくですとか、学校行事なり部活の面でも、学級数が少ない、生徒数が少ないということでの制約があったものが、非常にそういう面では、より学校活動の面で効果が出てくるものというふうに考えておりますが、一番大きいのは学校としての活力と申しますか、全体的な先生もふえる、生徒がふえるという中での活気という面では大きな効果は出るものというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

生徒指導について

次に、生徒指導の方で何点かお伺いしたいと思います。

まず、松ヶ枝中学校は生徒数がふえないといいますが、適配の関係で編入される生徒さんが少ないということですが、いわゆる生徒指導補助員が配置されないわけですが、これについては松ヶ枝中学校についてはどうお考えでしょうか。

指導室長

松ヶ枝中学校の生徒指導補助員の配置についてですが、これは先ほども生徒増の部分でお答え申し上げましたけれども、生徒数の増加が1名と現状のところ極めて少ないです。これは通常の場合でも生徒数数名の移動ということは、転入・転出ということは考えられますので、通常の転入と同様に考えて対応できるんでないかなど。そういうことで学校とも協議しながら進めております。

斉藤(陽)委員

ちょっと質問が前後しますが、生徒指導補助員についてですが、この方が、先ほども質問出ていましたけれども、どういう資格と申しますか、例えば教員免許状をお持ちになっているとか、あるいは教員の経験があるとか、そういった形の方をお願いするということになりますか。

指導室長

配置いたします補助員の性格からいたしまして、生徒の不安や悩みなどを十分受けとめられる方ということでは、私どもとしては教員経験のある者ないしはそういう資格を有する者が適任だと考えておりまして、そういう方向で配置をいたしたいと考えております。

斉藤(陽)委員

部活動や学校行事の合同実施について

対象3校についてですが、先ほど制服、ジャージのことは、あとPTA会費ですか、ダブらないというご説明ありましたけれども、部活動あるいは学校行事の合同実施と申しますか、そういった部分の昨年からのいろいろ議論もあるんですが、その辺についての具体的な検討というのは進んでいるのでしょうか。

(学教)川原主幹

対象3校におきましては、来年度3年生だけという状況になります。

現在、各学校におきましては、来年度、非常に変則といえますが、寂しい状況になるわけですが、学校行事なり、そういったものが低下しないような取り組みをとということで、まずは生徒会におきましても、生徒会の組織、これも下級生がいないという中でどうやっていくのかということで、現在学校としましては、今の2年生を中心にそういった来年度の取り組みを行っているところでございます。それを受けまして、また学校としても、いろいろな行事の面でどう活発化していくのかといった取り組みをしております。

この中で部活につきましても、近々、現在の2年生につきましても、来年度の希望、こういった希望があるのかということの調査を行いまして、それで単独で編成ができれば、それはそれで中体連等も参加できるわけですが、割と人数が多い野球とかサッカーですね、こういった希望があった場合に、関連校と調整をしまして、合同チームの編成についてできるかどうか、そういった協議を、近々そういった取り組みもしていくところでございます。

行事につきましても、現在2年生の意向なり学校の意向も含めた球技大会ですとか文化祭の取り組みですとか、いろいろございますので、そういったものをまとめまして、そして関連校3校でまた合同ができるかどうかというのも、関連校連絡協議会全体の中でまたそういったお話があれば検討するということになるかと思っております。

斉藤（陽）委員

いじめの問題について

次に、受け入れ校の特に2年生だと思っておりますけれども、従来の在校生といいますが、それと適配によって編入してくる生徒との間のいろいろないじめですとか、そういった部分の問題点というのは、今現在そういった問題があるかないかということと、今後編入されたときにそういう問題が起こらないかということと2つあると思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

（学教）川原主幹

今回の資料の中では、適正配置後の対応ということの受け入れ校での生徒指導対策ということでご説明いたしましたが、現在学校におきましては、送り出す学校、それから受け入れる学校とも、それぞれその移行前に学校の状況、それからその心得といいますが、そういったものにつきまして十分、今指導しているところでございまして、まずは事前にそういった生徒に対する指導、相手の学校を十分理解をしていただくと。見学会も開催しておりますけれども、そういったことを行いまして、そして移行後、先生もふえるわけでございますので、生徒指導体制もまたふえた中で検討することになるかと思っておりますが、そういう生徒指導体制と、それから今回、新たに生徒指導補助員、またスクールカウンセラーと、こういった体制を組んでおりますので、そういった中で発生しない、できるだけ発生しないということを前提に考えていきたいというふうに思っております。

斉藤（陽）委員

小学校の適正配置計画について

次に、小学校についてどう考えるかということは、先ほどから何回か議論が出ましたけれども、13年度実施ということで中学校については、まずほぼ実施の見通しが立った。次に小学校についてどうするかということなんですけれども、まず議論のスタートラインの確認なんですけれども、一昨年の平成11年11月30日の本特別委員会で小樽市小中学校適正配置計画実施方針の一部改正というものと、それから、中学校適正配置実施計画策定の考え方というのが、この平成11年11月30日でございます。

この段階で小学校と中学校が、中学校を先にとということで分離したというか、そういった形になるわけですが、そのときに、適正配置に伴う学校統合の形態については、1校以上の一部または全部を他の4学校に吸収する吸収統合による形態で検討しているということで、具体的な学校統合の形態というのが示されたんですね。要は通学区域の吸収統合であるということになったわけですが、その前というか、平成11年8月27日の実施方針

の段階、小樽市小中学校適正配置計画実施方針、この段階では、1番に適正配置は通学区域の見直しにより行うということで、要するに通学区域の見直しというものは小学校も中学校も共通のベースですと。中学校の適正配置の策定の考え方という、この11月の段階で吸収統合という形態という打ち出し方がされているわけですが、小学校について考える場合に、そのスタートラインはどこまでさかのぼるのか。要は通学区域の見直しというところまでさかのぼるのか、吸収統合というところからスタートするのかという部分についての確認なんです、どうでしょうか。

教育長

先ほどもお答え申し上げましたが、平成11年8月8日に教育委員会で決定しております、小学校と中学校。その中学校に係る一部修正が11月に行われたものでございまして、出発点は8月8日の教育委員会決定による、そういうふうに考えます。

斉藤（陽）委員

もうちょっと具体的に伺いたいんですが、8月8日の決定は通学区域の見直しを行うということが出発点だということですか。

教育長

この一番最初のところに、「学校の配置状況、児童生徒の現状等を踏まえ、通学区域の見直しにより行う」となっていますから、これが原点になります。

斉藤（陽）委員

そういうことなんですけれども、それで、先ほどのご答弁を伺っていたんですが、平成13年度でいろいろなスケジュールを考えていきたい。学校教育部長は、実施について理解を求めると。いわゆる唐突に校名等をポンと発表するというような形じゃなくて、前段でいろいろ実施について理解を求めると。また、教育長の方からは、そういう提案型といいますか、をとっていきいたいということだったんですが、具体的に理解を求めると。いろいろな考えられると思うんですが、もう少し具体的に、どのような改善点といいますか、中学校の反省に立って理解を求めると。手順というか、どのようにお考えですか。

教育長

通学区域の見直しで行いますけれども、小学校は1学年2クラスを1つの根拠にする。それから、通学距離は4キロまでを根拠にする。4番目においては、中学校は学年進行、これ一部修正しましたけれども、小学校は全体を一斉に合併する形で行うと、そう言っておりますので、それらの項目が基本的な条件になる。

8月18日の委員会決定があくまでも出発点とご理解いただければと思います。

斉藤（陽）委員

以上で終わります。

委員長

では、公明党の質疑を終結しまして、市民クラブに移します。

大畠委員

中学校の適正配置計画について

ただいま説明をいただきました資料について何点かお尋ねいたします。

まず初めに、12年度と13年度、対象校の現行と適正配置後ということで生徒数が出ております。現行が1,525人、適正配置後が1,483人となっております。その差が42名。

また、8月28日に出されました適正配置計画実施計画の5ページを見ますと、ここには生徒数及び学級数の推移ということで、12年度、13年度、15年度と3カ年の数字が示されております。この表の一番頭に普通学級というこ

とで、12年5月1日現在、このように明示されています。

そうしますと、この資料によりますと、平成12年度と13年度の生徒数の推移ですが、これは生徒数でマイナス160人、このようになっております。平成13年度の、本年度の中学校全体の推移というのは、数字というのは、12年度と比べたらどのぐらい差があるのか、まずその点。

学務課長

平成12年度の5月1日現在、先ほど委員言われました5ページに載っている4,123名というのは、ご指摘のとおり普通学級に在籍している子供さんの数です。ですから、このほかに5月1日現在では29名の特学に在籍する子供さんが加わりますので、合計しますと、29が足さりますから、4,152がまず12年度の5月1日ということになります。

それから、この5ページの13年度の3,963名というのは、12年5月1日現在の住民登録上、住民登録されている今年、中学新1年生になる子供さんの推定、当時の実数です。それで今現在、平成13年2月1日現在の中学生の在籍は、普通学級が3,941、特学が23名ですから、合計で3,964名になります。ですから、5ページ目に載っている数字よりは1名ふえているという、そんなような数字になります。

大島委員

今、普通学級ということで改めて言葉が出ました。そして、今日報告がございました資料には、現行の生徒数ということで括弧書きで人数と学級数が出ております。これは下の注を読みますと、括弧書きは特殊学級で内数だと、そのようにございますが、なぜこの適正計画の中で、この5月の段階でこのように分けて書いたのか、これをまずお聞きしたいんです。

学務課長

まず、8月に出しております実施計画の資料編の5ページの表の方では、普通学級のみというふうに記載しております。これはなぜかといいますと、平成13年度の予想児童数というのは、当然どのお子さんが普通学級になるか、あるいは特学になるかということでは、まだ決めようがないわけで、当時の住民登録上の人数を入れてあります。そして、それをベースにして学級数を学校ごとに出しているものですから、12年度の方の数字につきましても特学を除いているという形になっております。

この特学の開設といいますか、特学への就学指導につきましても、例年8月からその事務作業が始まりまして、最終的にどこの学校のどの特学に就学をするかと、させるかという、その最終的な決定というのが大体その翌年の1月の末ぐらいになるものですから、今日お出ししている資料の中には、この13年度の特学の通学状況といいますか、特学に就学する子供さんの数も含めて載せているという、そういった経過でございます。

大島委員

実際問題として、例えば住中にしても、これで見ますと、石山中学、3人の1学級、松ヶ枝が1の1学級、そして菁園が21人で6学級。住中もございます。しかし、今、8月の段階で、だから、新入生についてもどうなんですか。2年、3年の方については、もう既に中学によっては特殊学級があるわけでしょう。通学していますよね。

先ほどの話に戻りますけれども、この特殊学級の生徒も対象なんですよ。場合によっては学校がかわるかもしれない。実際にかわる方もいると思いますよ。そして、今、障害者と一緒に学ぼうという、普通の学級へ行きたい、行かせたいという世の中の動きですよ。そういう中でなぜこのような方のものを外したのか、私はちょっと理解に苦しむんです。

確かに13年度については、これはわかりませんよ。今、説明があったとおりだと思います。しかし、現に通ってきている生徒がいるわけです。その辺の配慮がもう少しあってもよかったのではなかろうかな、私はこの資料を見ながらそう感じました。また、先般の当委員会でも受け入れ校の教室の問題も私、指摘をしておりますよ。やはり環境のいいところで学ばせたい、学ばせる。これがどうも反対の傾向があったために、私は前回も指摘をし、それ

を直していただきました。

今もう中学校がこのとおり進んでおりますし、これから小学校の適正配置については検討されると思いますけれども、この点についても今後十分注意を払っていただいて、区別というか、差別というか、別枠というような形のないようにぜひご検討していただきたい、そのように強く望みます。部長、教育長のご見解をお聞かせください。

学校教育部長

子ども委員と同じで、特殊学級児と普通学級児を差をつけるという考え方は毛頭ございませんで、あくまでも資料のつくりとして普通学級をベースにしてつくったと。同時に、特殊学級は先の見通しがなかなか難しいということもあって、そういうことになります。

あくまでも子どもは特殊学級の開設については、関係の方々と十分話し合いながら適切に対処する、そういう方針で記述してございますので、これからもそういった形で取り組んでまいりたい、そのように思っております。

大島委員

終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、自民党に移します。

松本（光）委員

学校管理規則の改正について

学校教育部長の小樽市教育委員会会議での発言は、大変正直で結構な中身だと思います。余計な言いわけするので、またややこしくなるんですけども、私は素直にこれを理解をさせていただきました。この正直な気持ちを偽ることなく進めていていただきたいと思いますので、学校教育部長も正直な答弁をお願いします。

学校教育部長

学校管理規則の改正は、あくまでも国の関係法令の改正があって、それを踏まえて子ども改正をする、そういうことでございます。しかしながら、職員会議の中でいろいろな課題について議論され、その一つとして卒業式あるいは入学式のあり方を含めましていろいろなことが議論される、そういうことがございますので、子どもとしては新しい学校管理規則のもとで適切にそういった課題に対処していただきたいな、このように思っております。

松本（光）委員

中学校の適正配置計画について

それでは、適配絡みの質問をいたします。

平成13年度の建設事業費予算の中で菁園中学校校舎等増改築事業費、13年度6億円で14年度が11億8,000万円、合わせて17億円ということですが、これは校舎の分だと思いますけれども、15年になったら体育館等も出てくると思いますが、総事業費はどの程度を見込んでいますか。

（学教）施設課長

あくまでも概算でございますけれども、菁園中学校の改築の総予算ということなんですけれども、今の段階では総額25億円という予定であります。

松本（光）委員

総額25億円ということですが、今度の新校舎の分の17億円ですが、新校舎の規模はどの程度のものでしょうか。

（学教）施設課長

新校舎の規模ということなんですけれども、4階建てが基本で、一部3階の部分がございまして、総面積で5,600平米。クラス数でいいますと、普通学級が9、特殊学級が4、合計13クラスの学校を考えているところです。

松本（光）委員

その中で何か特徴的な面があれば、ご説明を。

（学教）施設課長

現在、設計で考えていますのは、特徴的と言われるかどうかわかりませんが、1階部分に教室3つ分といいますが、192平米の教室をつくりまして、そこで全学年の集会といいますが、総合学習に向けた対応もできるように、あるいはまた将来的には地域開放ということも視野に入れまして、そういう大きな教室を1つつくると、こういうことも考えているところでございます。

松本（光）委員

それで、その施設設備の図面なんかは、いつ、どの時点で、どこへ出てくる予定。

（学教）施設課長

今、建築で盛んに設計している最中ございまして、これから今月末にまず後志局の方に、文部省に行く書類なんですけれども、まずヒアリングがあります。年明けまして、4月中旬あたりに実際の設計のまたヒアリングを行います。予算を今回お願いしておりますけれども、その議決後、それから本格的に文部省と折衝が始まって、実際着工する時期といいますが、それは大体7月中旬以降になろうかと思っております。

松本（光）委員

そして、供用開始はいつですか。

（学教）施設課長

まず、本校舎の完成は平成14年の8月末を予定しておりまして、まず本校舎をでき上がらせて、それから、こども国側の校舎を解体する関係がございまして、生徒をまず新校舎に移動させて、3学期から新校舎で勉強できる、こういうスケジュールで今現在考えております。

松本（光）委員

先ほど図面がいつ、どの時点で、どこへ出てくるのかとお伺いしたのは、実は前に私、代表質問で、機構改革のところで、港湾振興室でできるのが市職労ニュースで初めて知ったんですね。それで今回、同じ建設事業費の中に赤岩保育所4億2,500万円、これも出ておりますけれども、赤岩の図面が12月28日、去年の時点でもう既に福祉部長から市職労の方へ行って、1月20日の市職労ニュースにもう既に施設平面図の間取りが出ているんですよ。それで、結局この議会には何の説明もない。だから、教育委員会が北教組の方に先にその図面見せてるんでないかとか、そういうふうに思うんですけども、そういうことであれば議会軽視につながるのではないかなというふうに思いますけれども、この点、総務課長。

（総務）総務課長

赤岩の保育所の場合は、いわゆる統廃合の問題が絡んでおりましたので、ですから当然、人員の問題とか、そういったことがあって、新年度に向けての人員、職員団体との協議等も現部においては必要だったという部分があるかと思えます。

通常の場合、こういうものについては、学校の事業であったにしても、今、教育委員会の課長が申しあげましたように、所定の手続を経て、国等の補助事業でありますから、そういった部分でなければ出てまいりませんが、今のようなお話も十分踏まえながらやっていくべきかなというふうに。私の立場でこのように申し上げるのはどうかわかりませんが、そのように思います。

松本（光）委員

そのように要望して、終わります。

委員長

質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。